

商工こすど かわら版

第200号
小須戸
商工会

〔2月の花〕
梅



小須戸商工会 新春賀詞交歓会を開催

恒例の新春賀詞交歓会が一月二十六日(木)小須戸商工会館において、熊倉淳一秋葉区長、市議会議員はじめ関係機関・関係団体の方々をご来賓にお迎えし、大勢の会員事業所からご参加いただき、盛大に開催されました。

第一部の新春講演会では、山口副会長の開会の挨拶で始まり、新潟お笑い集団NAMARA代表 江口歩様より「健康とコミュニケーションは地域を元気にする」をテーマに講演が行われました。



講演会終了後、会場を中央町三三「五郎」に移し、第二部の新年祝賀会が開催されました。会の冒頭、木村会長は、「我が国経済は雇用情勢や所得環境が改善するなど、景気回復基調にあるが、地域経済や中小・小規模事業者を取り巻く経済環境は依然として厳しい。また、アメリカ大統領に就任したドナルド・トランプ氏がどのような政策をするのか読めないことで、日本経済への影響を懸念する声が多く聞こえ、先行きへの不安が高まっている。このような状況の中、商工会はこれまで以上に、会員皆様に寄り添ったきめ細かな経営支援を推進すると共に、地域経済の発展に全力で取り組んでまいります。」と新年の挨拶があり、出席者に理解と協力を呼びかけました。

続いて、熊倉淳一秋葉区長、阿部松雄市議会議員、渡辺仁市議会議員、青野寛一市議会議員、栗原学市議会議員からそれぞれ今後の商工会に対する期待と政策支援を交えた内容の挨拶を頂戴し、次に来賓の紹介があ

り、藤井総務委員長の開宴の挨拶の後、北本安延新津商工会議所副会頭から乾杯のご発声をいただき祝宴に入りました。



会場内は、新年の挨拶を交わす参加者や、新しい年に向けての抱負を語りあう光景など終始和やかな雰囲気の中、新年にふさわしい祝賀会となり盛会のうちに終了しました。

新潟県の 産業別最低賃金について

平成二十八年十月一日から「新潟県最低賃金」が改正され、時間額七百五十三円にて発効されていますが、その他の産業別最低賃金が左記のとおり改正・発効されましたのでご確認ください。

産業別最低賃金	時間額	効力発生日
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	852円	平成28年 12月24日
各種商品小売業	800円	平成28年 12月18日
自動車(新車)、自動車部品・附属品小売業	859円	平成28年 12月31日

**商工会・青色申告会による
決算申告相談会のご案内**

今年も小須戸商工会と小須戸青色申告会共催で、税理士による決算申告相談会を開催いたします。

無料です。是非、「ご利用下さい」。

◎日 時：平成二十九年

二月二十七日(月)

三月 六日(月)

三月 十三日(月)

いずれも午前十時～午後四時

◎会 場：小須戸商工会館

◎相談員：関東甲信越税理士会

新津支部 派遣税理士

江島 秀世 先生

☆ご相談には事前に予約が必要です。

☆ご相談までお申込み下さい。

☆原則、事業所得等の決算書が完成

している方が対象となります。

◇平成二十八年分確定申告・納付期限は、次のとおりです。

・所得税

平成二十九年三月十五日(水)

・個人事業者の消費税・地方消費税

平成二十九年三月三十一日(金)

※振替納税ご利用の場合、所得税の

振替日は四月二十日(木)、消費

税・地方消費税の振替日は四月二十五日(火)です。税金の納付には

便利な振替納税を利用しましょう。また、利用の際は振替日の前日までに、預貯金口座の残高を必ずお確かめ下さい。

◇手続きは、金融機関の届出印と口座番号をご用意の上、商工会までお問合せください。

新津税務署から
マイナンバーに関するお知らせ

社会保障・税・災害対策分野において、行政手続きの効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として、社会保障・税番号(マイナンバー)制度が導入されました。

これに伴い、平成二十八年分以降の所得税及び復興特別所得税や贈与税の申告書の提出の際には、左記の通りご準備をお願いします。

【マイナンバーの記載】
申告者ご本人や控除対象配偶者、扶養親族及び事業専従者などのマイナンバーの記載が必要となりました。

【本人確認書類の提示又は写しの添付】

申告者ご本人の本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。控除対象配偶者、扶養親族及び事業専従者などの本人確認書類は不要です。

◎本人確認を行う際には番号確認書類と身元確認書類の両方の提示が必要が必要です。なお、マイナンバーカードをお持ちの方はカードだけで本人確認(番号確認・身元確認)が可能

です。また、ご自宅等からのe-TAX(電子申告)の送信の場合、本人確認書類の提示又は写しの提出が不要となっています。

【番号確認書類】
通知カード、住民票の写し又は住民票記載事項証明書(マイナンバーの記載があるもの) など

【身元確認書類】
運転免許証、公的医療保険の被保険者証、パスポート、身体障害者手帳、在留カード など

二月は「労働相談強化月間」です
休日労働相談会のお知らせ

新潟労働相談所では、平日に相談できない方のために休日労働相談会を開催します。相談は無料で、秘密は固く守られます。

【日時】
平成二十九年二月十九日(日)
午後一時～午後四時三十分

【方法】
面談または労働相談専用電話
〇二五〇・二三・六一〇

※面談による相談をご希望の場合は、事前に電話で予約をお願いします。

【場所】
新潟地域振興局一階
企画振興部労政課内
(新潟市秋葉区新津四五一・二)

【相談内容】
(労働者側)
・賃金、残業代が支払われない
・突然解雇を告げられた
・退職を認めてくれない
(事業主側)
・対応に困っている社員がいる
・初めて組合から団体交渉を申し込まれた
・就業規則を改正したい
…など

【その他】
通常労働相談も行っています。
・月曜日から金曜日(祝日を除く)
・午前八時三十分～午後五時十五分
・毎月第三日曜日(電話相談のみ)
・午後一時～午後五時十五分

節税しながら貯蓄する経営者のための退職金制度…小規模企業共済(詳しくは商工会へ)